

[意見 1]

・ 該当箇所：1 カルタヘナ法の規制対象範囲について (3) 法律上の整理

・ 意見内容：カルタヘナ議定書の目的にもとづき、予防的な取り組みを行なってください。

・ 理由

カルタヘナ法の目的は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保することです。また、カルタヘナ議定書の目的には、リオ宣言の原則 15 に規定する予防的な取組方法に従うことが明記されています。ゲノム編集技術の利用により得られた生物のカルタヘナ法上の整理にあたっては、カルタヘナ法の目的に照らして、予防的な取り組みを行なってください。

[意見 2]

・ 該当箇所：1 カルタヘナ法の規制対象範囲について (3) 法律上の整理

・ 意見内容：ゲノム編集技術の利用により得られたあらゆる生物をカルタヘナ法における規制の対象としてください。

・ 理由

「ゲノム編集技術の利用により得られた生物のカルタヘナ法上の整理及び取扱方針について(案)」では、カルタヘナ法における「遺伝組み換え生物等」の定義にもとづいて規制対象範囲を整理し、得られた生物に細胞外で加工した核酸が含まれない場合は「遺伝子組み換え生物等」に該当しないとしています。しかし、カルタヘナ法は、ゲノム編集という新しい技術が誕生する前に作られたもので、法律自体がゲノム編集技術に対応できていません。世界的にも現行の遺伝子組換え生物に対する規制に該当するかどうか、議論がされている段階です。

ゲノム編集によって得られた生物は、自然界での突然変異と区別できないと言われますが、ゲノム編集は、自然界ではありえないスピードで変異を起こします。遺伝子を人為的に操作すること自体に疑問がぬぐえません。

また、ゲノム編集技術は、標的以外の遺伝子におよぶオフターゲット効果や遺伝子の変化がその生物の特性に意図しない変化をもたらす可能性があり、食品として流通した場合、異常タンパク質によるアレルギーなどの問題を起こすことも考えられます。

改変された生物が自然界に出れば、遺伝子の回収は不可能です。特別な機能を持つ生物による遺伝子汚染によって、それまでの環境が変わり生物の多様性が脅かされる可能性があります。

意見 1 に書いたカルタヘナ法の目的にある生物の多様性の確保とカルタヘナ議定書の定める予防的措置に則り、ゲノム編集技術全般をカルタヘナ法の規制対象範囲としてください。